

# 島根県における運動施設整備に関する研究

——公共体育館について——

織 奥 信 男\*

Nobuo ORIOKU

A Study on the Arrangement of Facilities  
for Physical Activities in Shimane Prefecture.

—— Public Gymnasiums ——

## I 緒 言

人びとが日常生活の中で、運動・スポーツを実践するためにはいろいろな条件が存在する。運動・スポーツを行う人の欲求や必要感、行いたいという意味も関係する。また、運動ができる身体的条件や、運動実践に費やす時間、経費なども係わってくる。このような運動する人自らが整えなければならない条件と、一方、運動・スポーツ成立、維持に必要な条件として、運動施設、運動仲間、運動プログラムがある。運動・スポーツを行うには、それに直接係わる運動施設が必要であることも多いし、運動仲間は運動誘発や継続の条件として機能する。運動プログラムも、運動・スポーツ成立維持に影響を及ぼすものである。宇土<sup>(1)</sup>は、この3種類(運動施設、運動仲間、運動プログラム)の体育的機能を活用する営みを体育事業ととらえ、学校、職場、地域社会それぞれにおける体育・スポーツの振興を考えると、中心的な役割を果たすものと位置づけている。

我国においては、昭和35年「望ましい社会体育施設」<sup>(2)</sup>の中で、近隣の住民を対象とした、施設として①小遊戯場(児童遊戯場)主として幼児の遊び場、面積900㎡以上、誘致距離100m。②小運動場(近隣公園)主として児童の遊び場であるが、その他の人びとも利用できるようにする。軟式野球、小トラック兼用で面積6,000㎡以上、誘致距離500m。③運動場(近隣運動場)主として一般男女のレクリエーションに利用、面積90,000㎡以上、誘致距離

1,000m、内容として、軟式野球、サッカーなど兼用の運動場の他にテニス、バレーボール、バスケットボールのコート、などの屋外運動施設を中心としたものの整備。全市町村を対象とした施設として、①運動公園、面積90,000㎡以上、誘致距離30分以内に到着できる距離、内容は、陸上競技場、サッカー場、野球場、テニス等の屋外運動施設と、体育館、植栽その他を有するもので全市民のレクリエーションに利用できるもの。②総合運動場、面積150,000㎡以上で内容は、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、ハンドボール場、野球場、テニス、体育館、運動広場、野外劇場、植栽その他を示し、主として全国、地方、県、市民大会等の各種スポーツ大会に利用するもの、学校や職場の体育施設、自然公園、その他の野外施設の5項による整備の概要を示したのである。昭和36年スポーツ振興法が制定され、文部大臣によるスポーツ振興に関する基本計画の策定が明確にされ、国民体育大会、体育の日、都道府県に設置されているスポーツ振興審議会の機能推進等とともに、施設も政令に基づいた基準に達するようにその整備に務めるよう明記したのである。

文部大臣の諮問機関である保健体育審議会は、①体育スポーツの普及振興に関する基本方策について。②体育に関する研究体制の整備について。③児童・生徒の健康の保持増進について。の3項目に関する諮問を受け、昭和47年、それに対して答申をしたのである。この答申の中で、①の体育スポーツ施設の整備については、日常生活圏域として整備するもの、広域生活圏域として整備するものに2分して示している。日常生活圏域の基準の中核は、人口規模別に運動施設の面積と設置数を示してい

\* 島根大学教育学部保健体育研究室

る。施設の種類として運動広場、コート、体育館、柔剣道場、プールの5種類を挙げている。昭和30年代に入ってから関心も高まってきた地域スポーツの振興策に対して、昭和47年の基準設定は、大きなインパクトを与えたものとして評価されるものである。従来、我国の体育・スポーツに関する施設は、明治5年学制公布から、学校教育に基盤をおくものが中心であったといえる。児童・生徒の体力増強や、健康の保持増進に効果のある運動実践を支える施設として受けとめられてきたのである。その施設は体操、体術、武道、体錬科など、明治6年5月「改制小学校教則」<sup>(3)</sup>をはじめとする幾多の制度改正や、新しい制度の制定など、長い年月をかけて国や地方公共団体によって整備されてきたのである。このように学校教育中心の施設整備から、地域住民を対象とした施設整備に関心もたれ、その重要性が叫ばれてより具体的に組み込まれたのが昭和47年基準であったのである。

島根県の地域住民対象の運動施設整備は、前述のいろいろな条件整備に関する指針を受けながらも進展は見られなかったのである。島根県は、日本海沿岸特有の気象条件で、特に冬季は北西の気節風による寒波と雨、雪による湿潤地帯<sup>(4)</sup>であり、屋外の体育・スポーツ活動は制限され、屋内運動施設の建設要望が強かったのである。県や県内市町村も、その整備の必要性は認識していたが、学校施設の整備優先の立場から地域施設整備に対しては十分な対応ができなかったのである。昭和24年、教育基本法とともに公布された社会教育法において、体育とレクリエーションは社会教育の立場から国と地方公共団体に普及振興に務めることの重要性を指摘され、前述のスポーツ振興法制定の支援を受けながらも十分な整備がなされなかったのである。それは、県や市町村の財政事情が大きく影響していたのである<sup>(5)</sup>。昭和43年現在表1より、体育館11、陸上競技場8、野球場6、庭球場9、運

表1 社会体育施設一覧(昭43)

施設種別	市町村名	施設名称	(競技場)面積	備考	計
体育館	松江市	松江市立体育館	1,200㎡	白濁小学校と兼用	11
	出雲市	出雲市体育館	877㎡		
	平田市	平田市民体育館	1,355㎡	広瀬中学校と兼用	
	浜田市	浜田市民会館	700㎡		
	木次町	木次町民体育館	891㎡		
	大東町	大東町体育文化センター	730㎡		
	大瀬町	大瀬町民体育館	308㎡		
	瑞穂町	瑞穂町立体育館	499㎡		
	大社町	大社町体育文化センター	252㎡		
	国府町	国府町民体育館	806㎡		
益田市	益田市民体育館	1,247㎡			
陸上競技場	松江市	松江市営陸上競技場	26,714㎡	出雲第一中学校と兼用	8
	出雲市	出雲市営陸上競技場	7,502㎡		
	浜田市	浜田市営陸上競技場	17,500㎡	大東中学校と兼用 川本中学校と兼用 三成中学校と兼用	
	益田市	益田陸上競技場	15,302㎡		
	平田市	平田市民グラウンド	13,438㎡		
	大東町	大東陸上競技場	6,004㎡		
	川本町	川本陸上競技場	18,000㎡		
	仁多町	仁多町営陸上競技場	9,223㎡		
野球場	松江市	松江市営球場	17,026㎡	(私有)	8
	浜田市	浜田市営野球場	16,500㎡		
	出雲市	出雲市営野球場	18,623㎡		
	大田市	大田市民球場	11,258㎡		
	出雲町	佐藤造機KK野球場	10,800㎡	(私有)	
	掛合町	掛合町営野球場	8,862㎡		
	大社町	出雲大社外苑球場	10,860㎡		
	大塚町	大塚山野球場	1,157㎡		
庭球場	松江市	二の丸庭球場	1,653㎡	(私有)	13
	出雲市	一の谷球技場	8,598㎡		
	浜田市	浜田市設テニスコート	2,400㎡		
	出雲町	町営テニスコート	525㎡		
	佐藤造機	佐藤造機テニスコート	510㎡		
	原町	公民館テニスコート	200㎡		
	川本町	中国電力川本営業所庭球コート	1,049㎡		
	川本町	川本営林署庭球コート	1,943㎡		
	木次町	木次県税事務所庭球コート	900㎡		

施設種別	市町村名	施設 の 名 称	(競技場)面積	備 考	計
庭 球 場	木 次 町	中国電力木次営業所庭球コート	957㎡	(私 有)	
	布施 村	村営庭球場	100〃		
	西 郷 町	西郷町庭球コート	3,200〃		
	木 次 町	木次町庭球場	750〃		
運 動 広 場	温 泉 津 町	松山公設グラウンド	10,000㎡		6
	浜 田 市	浜田運動広場	13,000〃		
	弥 栄 村	弥栄総合グラウンド	10,000〃		
	木 次 町	木次町民グラウンド	12,000〃		
	三 刀 屋 町	三刀屋町民運動公園	44,000〃		
西 郷 町	西郷町総合運動場	17,436〃			
水 泳 プール	伯 太 町	伯太町営プール	950㎡		8
	出 雲 市	出雲市営プール			
	平 田 市	平田市営プール			
	大 田 市	大田市民プール			
	大 社 町	大社水族館付属プール			
	弥 栄 村	弥栄水泳プール			
	木 次 町	木次町営プール			
赤 来 町	赤来町営プール				
柔 道 場	浜 吉 町	柔道場	(48畳)		2
	田 市 村	栃山会館柔道場	554㎡		
剣 道 場	松 江 市	松江武道館			1
弓 道 場	日 原 町	日原弓道場	360㎡	(私 有)	2
	大 原 市	川合一の宮弓道場	316〃		
相 撲 場	平 田 市	愛宕山常設相撲場	6,000㎡		8
	宍 道 町	永川神社相撲場	300〃		
	大 東 町	佐世相撲場	278〃		
	赤 来 町	相撲場	25〃		
	津 和 野 町	津和野相撲場	15〃		
	木 次 町	木次相撲場	56〃		
	掛 合 町	掛合相撲場	49〃		
	頓 原 町	頓原町相撲場	10〃		
クレー射撃場	大 東 町	大東クレー射撃場	10,000㎡		3
	日 原 町	日原射撃場	29,400〃		
	仁 多 町	大曲射撃場	1,400〃		
漕 艇 場	松 江 市	宍道湖			2
江 津 市	江 川				
馬 場	益 田 市	益田市営馬場			1
山 の 家	大 田 市	東の原スキーハウス			3
	横 田 町	吾妻山山の家			
	旭 町	雲月山青年の家			
ス キー 場	大 田 市	三瓶東の原スキー場	45ha		7
	横 田 町	三井野原スキー場	10〃		
	赤 来 町	赤来町スキー場	7〃		
	旭 町	雲月山スキー場	—		
	津 和 野 町	青野山スキー場	3〃		
	六 日 市 町	六日市スキー場	4〃		
	〃	七日市スキー場	5〃		
キ ャ ン プ 場	大 田 市	三瓶東の原キャンプ場	20ha		11
	〃	三瓶緑ヶ丘キャンプ場	10〃		
	横 田 町	吾妻山キャンプ場	60〃		
	赤 来 町	赤来町キャンプ場	30〃		
	羽 須 美 村	江の川キャンプ場	10〃		
	旭 町	雲月山キャンプ場	—		
	弥 栄 村	もみじ平キャンプ場	1〃		
	海 士 町	金光寺キャンプ場	10〃		
	〃	豊田明屋海岸キャンプ場	10〃		
	木 次 町	湯村キャンプ場	3〃		
	西 郷 町	大満寺山キャンプ場	10〃		

動広場6, プール8, 柔道場2, 剣道場1, 相撲場7, クレー射撃場3, 漕艇場2, 馬場1, 山の家3, スキー場7, キャンプ場11, (私有除く)<sup>(6)</sup>であった。島根県教育委員会も社会体育の振興は運動施設, 運動仲間, 指導者の三身一体となってその成果が期待できるとして, 特に運動施設の重要性を強調したのである。昭和39年9月, 県議会において国民体育大会誘致が決議されてから, 運動施設の整備について可及的速やかに実現を図るよう努力することが確認されていたが, 具体的に施設整備のための調査費が計上されて基本調査が実施されたのが昭和44年度であったのである。昭和45年7月県立武道館(松江市), 昭和52年3月県立体育館(浜田市), 昭和53年3月県立サッカー場(益田市), 昭和54年7月県立水泳プール(松江市), 昭和54年7月自転車競技場(大田市), 昭和54年9月県立ライフル射撃場(八束郡八雲村), 昭和55年4月県立浜山運動公園①陸上競技場, ②野球場, ③サ

ブグラウンド, ④サッカー場, ⑤テニスコート, ⑥ゲートボール場(出雲市浜町, 簸川郡大社町), 昭和56年8月西郷ヨット艇庫(隠岐郡西郷町), 昭和56年10月県立漕艇庫(松江市), 昭和57年3月島根大東クレー射撃場(大原郡大東町), など県立施設の設置と, 市町村の施設整備も国民体育大会開催<sup>(7)</sup>を目標として設置されたのである。このように, 国民体育大会開催を契機として整備された施設を社会体育の振興に寄与させるためには, 島根県としては大型公共スポーツ施設の整備を図ること, 市町村にあっては, 公共スポーツ施設の整備充実と効果の利用促進を図ること, と昭和57年7月, 島根県スポーツ振興審議会は, 島根国体後のスポーツ振興に関して答申したのである。このように国民体育大会という行事を支える施設として整備されたものを, 島根県民の健康・体力増進や, 福祉の立場からより多くの人びとの利用に供するための施策や, 整備について再検討が必要となったのであ

図1 余暇の過ごし方(昭和61年)

(複数回答)	(イ) 現在の余暇の過ごし方のタイプ (%)	(ロ) 将来希望する余暇の過ごし方のタイプ (%)	(ハ) タイプ別潜在需要((ロ)-(イ))
(1)健康や体力の向上を目指すもの	35.9	50.5	① 14.6
(2)人との交流をはかれるようなもの	39.0	38.5	△ 0.5
(3)知識や教養を高めるもの	23.2	34.9	② 11.7
(4)芸術や美的な関心を満たすもの	12.2	17.9	5.7
(5)日常生活に役立つもの	24.8	23.6	△ 1.2
(6)仕事に役立つもの	13.4	11.6	△ 1.8
(7)自分で作れる喜びを満たすもの	25.2	28.4	3.2
(8)自然にふれることができるもの	27.0	32.0	5.0
(9)仕事, 勉強, 家事等の疲れをいやすもの	30.8	24.2	△ 6.6
(10)賭けや偶然を楽しむもの	5.1	3.6	△ 1.5
(11)推理や頭を使うもの	6.1	6.7	0.6
(12)社会の人のために役立つもの	7.5	16.3	③ 8.8
(13)日常生活を離れて解放感を味わえるもの	18.3	25.4	7.1
(14)ぜいたくな気分にあひたれるもの	6.5	13.8	⑤ 7.3
(15)他人と競争するもの, 競争心を満たすもの	2.2	3.0	0.8
(16)個性や創造力を発揮できるもの	8.8	17.3	④ 8.5
(17)技術や技倆(腕まえ)の向上を目指すもの	11.7	16.5	4.8

※ ○内の数字は大きい順

出典: 余暇需要に関する調査研究(財)余暇開発センター

る。余暇時間の増大とともに、人びとの余暇の過ごし方も変化しており、「健康」に対する認識の深まりと密接に関係してきたのである<sup>(8)</sup>。

現状における余暇の過ごし方をみると、図1「人との交流を図れるようなもの」39.0%に次いで、「健康や体力の向上を目指すもの」35.9%と多い。また、将来希望する余暇の過ごし方をみると、「健康や体力の向上を目指すもの」50.9%で最も多く、現在の余暇の過ごし方と、将来の余暇の過ごし方の差は、「健康や体力の向上」が14.6%と第1位になっている。多くの人びとは、将来ますます「健康」について考え、体育・スポーツへの関心の高まりが推測できるのである。余暇開発センターの調査対象である東京都民は、健康維持のために留意していることとして、食事49.6%、規則正しい生活43.5%、スポーツや軽い運動33.7%であり、運動志向の人びとを受け入れる運動施設の拡充整備は重要である。このような視点から、国民体育大会を契機として増加した各施設を捉えて、地域住民の要望を満たすために、今後の整備の方向を探ろうとするものである。

## II 研究方法

昭和57年、第37回国民体育大会という競技的運動行事を契機として増加した施設の利用は、地域、種目などの特性により異なっていることが推測される。クレー射撃、馬術、自転車競技など、競技者も少なく、技術指導や、安全面など、日常生活に組み入れにくい種目と関係する施設の利用頻度は少ないなど問題が提起されている。自然的条件との関係や、利用度の高さ、昭和43年度調査と比較しても一番増加している体育館を今度の研究の対象とするものである。体育館は、体育館自身の働きによって運動する人を誘致するものと、国民体育大会などの競技会を開催するために、競技ルールや競技会規模などを考慮して設置された施設など特性がある。特に島根県は国民体育大会を契機として設置されたものが多い。この中から、体育館自らが体育事業を地域に提供することのできる体育経営体として機能している体育館の利用者を対象として、その誘致距離、付帯設備や付属設備に対する要望を探り、具体的な整備の方向を探るものである。

### (1) 公共スポーツ施設調査

昭和63年9月7日～12月10日

対象 島根県内各市町村公共スポーツ施設

(但し、国立及び県立、市町立学校施設は除く)

施設の種類、数量、面積、指導者(数、専任、兼

任、非常勤)

- (2) 市街地の公共体育館利用者に対する質問紙による調査資料 昭和61年11月～12月20日実施
- (3) 日本体育経営学会 共同研究資料
- (4) 体育経営学研究

以上の資料等参考に検討した。

体育館利用者に対する調査については、昭和58年度個人利用者14,240人、昭和59年度15,045人、昭和60年度14,741人、昭和61年度13,767人、昭和62年度11,663人、と延利用者としての個人利用者は、月960人～1,305人であった。(3)の対象者の決定は、男子98名、女子135名の調査回答の中から、クラブやサークルで活動している人を除外した。その理由は、仲間の条件が運動者行動<sup>(9)</sup>に影響された者として、施設の条件に誘引された者とは差異があると考えられるため、クラブやサークルに所属している者を除いた男子34名、女子28名である。

## III 結果及び考察

### 1. 島根県公共運動施設の現状

①陸上競技場17、②野球場48、③球技場3、④運動広場69、⑦体育館80、⑩庭球場61、⑯ゲートボール場62、など全部で564、昭和43年94と比較すると、20年間で470の増加を示している。そのなかでも目立っているのが69増加した体育館、次いで、63増加の運動広場である。また、昭和43年には設置されていなかったゲートボール場62は、近年普及した種目として注目されるものである。ゲートボール場は、出雲地区と西郷地区に集中して設置されている。体育館は全体の14.8%運動広場12.23%、ゲートボール場10.99%である。体育館については、西郷地区を除いて全県下に設置されているが、浜田地区135756人の人口の割合からみると、29と1体育館担当平均人数4681.2人である。以下地区ごとに松江地区12658.0人、出雲地区13555.1人、益田地区13707.8人、西郷地区9613.6人となっている。

### 2. 体育館の規模と設置地区

表3から、1,300㎡以上は、松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、平田市の出雲市を除いた7市と、島根町、東出雲町、玉湯町、広瀬町、大東町、斐川町、大社町、旭町、日原町の9町で16、体育館全体の20%である。この中で、大田市、江津市、旭町、日原町の4体育館は、国民体育大会の開始式、閉会式の会場として設置され、他は、競技会場として設置されたものである。国民体育大会の競技以外でも、各種球技や競技会が開催

表2 昭和63年度公共スポーツ施設調査結果  
市町村別スポーツ施設設置状況

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		陸上競技場	野球場	球技場	運動広場	水泳プール屋内	水泳プール屋外	体育館	柔道場	剣道場	柔剣道場	パレーボール場外	庭球場屋外	すもろう場	卓球場	弓道場	アーチェリー場	トレーニング場	ランニングコース	冒険遊具コース	射撃場	ヨット場	スキー場	キャンプ場	ハイキングコース	サイクリングコース	O.L.コース	海水浴場	河川湖沼等の遊泳場	ゲートボール場	その他		
松江	市	松江	1	3	1	1	④	4	①	①		2	(14)	①		①		1①	2						3								
		安来	1	2				2			1	1	(8)	1	1	1																	
	八束	町	鹿島	1					1			1			1																		
		町	島根			2		1					1	(4)											2			2		1			
		町	美保関	1		1		1									1								1①						1		
		町	東出雲	1		1		2	1					1	(2)			1	1														
		村	八雲	1																		①			1								
		町	玉湯	1		2		1						1	(2)																		
		町	宍道	2		1		1				1		1	(4)	1		1		1	1												
	能義	町	八束	1				1					1	(3)																			
		町	広瀬	1		2		1	2				1	(5)	2										1								
		町	伯太			1		1					1	(2)																	1		
		町	仁多	1	1	3		3	1				1	(3)		1									1	1							
		町	横田	1	1	1	2	1						1	(5)											1							
		町	大東	1		3		3						2	(4)								①										
	大原	町	加茂	1		1	1	1			1		1	(3)																	2		
		町	木次	1		2	5	2			1				1		1		2	1											1		
		市	出雲	1		3		1	2					2	(6)	1	1	1	1	1	1					3	2	5	1	1			
大田			1	2			1	1	1	1			3	(8)	1	1	1		1		1			1	1			2			①		
平田			1				1	1					2	(4)	1										1				2				
飯石		三刀屋			1		1						1	(1)	1				1						1								
		吉田					1																										
		掛合	1		2		1	1	1				1	(4)	1		1							1							10		
		頓原	1	1	2		2	2					1	(3)											1						1		
		赤来	1		1		1	2					1	(1)		1								1	1			1			5		
川	斐川	1		2		1						1	(4)	1												1							
	佐田			1		1						1	(1)	1	1									1						4			
	多伎	1		1		1						1	(1)	1														3		1			
	湖陵	1		2		1						1	(4)															1					
	大社	①	①	①	2①		1					①	1(4)①(7)								②								①	1①	③		
	温泉	1	1			1	1																										
	摩	仁摩			4		3						1	(1)											1		1	1		1			

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		陸上競技場	野球場	球技場	運動広場	水泳プール屋内	水泳プール屋外	体育館	柔道場	剣道場	柔剣道場	バレーボール場外	庭球場屋外	すもうちょう場	卓球場	弓道場	アーチェリー場	トレーニング場	ランニングコース	冒険遊具コース	射撃場	ヨット場	スキート	キャンプ場	ハイキングコース	サイクリングコース	O.L.コース	海水浴場	河川湖沼等の遊泳場	ゲートボール場	その他	
浜田	市	浜田市	1	1		2	1	2	①		①		1(4)①(4)					1①		1				1①	1			2				
		江津市	1	1			1	2					1(6)					1										3				
	邑	川本町	1	1		1	1	3						1(4)	1																	
		邑智町		1					1					1(2)											1	2						
		大和村		1		1	1	1																								
	智	羽須美村				1	1		1					2(4)											1	2		2				
		瑞穂町	1	1		1		3	3					2(5)											1							
		石見町	1	1					4					1(1)										1	1							
		桜江町				2	1		4			1		1(2)																		
	那賀	金城町		1		3			3					2(6)											1			2			1	
旭町		1	1		1		1	1					1(4)											1								
弥栄町					1			1					1(1)																		1	
	三隅町	1	4					2					1(4)									1							1			
益田	市	益田市	1	1	①	3	1	1			1		1(6)		1			1		①				1						1		
	美濃	美都町				1							1(2)												1							
		匹見町					1	1						1(1)												1					6	
	鹿足	津和野町				1		1	1					1(3)			1											1				
		日原町	1					1	2					1(3)			1								1							
		柿木村		1		4																				1						1
六日市町		1						1					1(4)					1									1					
西郷	島前	西ノ島町											1(4)											1				1		8	1	
		海士町											1(2)							1				1				1		11	3	
		知夫村																						1				1			2	
	島後	西郷町	1		1			3				1		1(4)						1		1			2				2		1	
		布施村												1(2)											2				1			
		五箇村				1								1(2)		3																
	都万村				1		1					1(2)		1										1				1				
施設数		17	48	3	69	5	36	80	4	2	9	1	61(190)	16	5	9	5	10	6	8	4	2	3	36	14	6	11	23	1	62	8	

注：○印は県立施設，( )はコート数

全種目数 564 体育館 80 80÷564=14.18 全種目との割合

松江地区 人口 303,793÷24=12658.0人 1施設当人口 益田地区 // 82,247÷6=13707.8人 1施設当人口  
 出雲地区 // 243,992÷18=13555.1人 // 西郷地区 // 28,841÷3=9613.6人 //  
 浜田地区 // 135,756÷29=4681.2人 //

表3 公共スポーツ施設(体育館)

市町村	1,300㎡ 以上	600~ 1,299㎡	132~ 659㎡	昭和60年 人口 人	指導者 のいる 施設数
松江市	1	2	1	140,005	4
浜田市	①	1	1	51,071	1
出雲市		2		80,749	
益田市	1			54,049	1
大田市	1			38,242	1
安来市	1	1		33,056	1
江津市	1	1		28,597	2
平田市	1			31,315	
鹿島町			1	9,782	
島根町	1			5,054	1
美保関町		1		8,208	1
東出雲町	1		1	11,507	1
八雲村				5,508	
玉湯町	1			6,368	
宍道町		1		9,987	1
八束町		1		4,607	
広瀬町	1	1		10,590	1
伯太町		1		5,970	
仁多町		1		9,691	1
横田町				9,015	
大東町	1	1	1	16,665	
加茂町		1		6,949	1
木次町		2		10,831	
三刀屋町			1	9,251	
吉田町				2,795	
掛合町		1		4,490	
頓原町		1	1	3,457	2
赤来町			2	4,193	
斐川町	1			24,592	
佐田町		1		5,316	
多伎町		1		4,543	
湖陵町				6,044	
大社町	1			17,970	
温泉津町		1		5,283	
仁摩町		3		5,752	
川本町		1	2	6,123	
邑智町			1	5,861	
大和村		1		2,511	
羽須美村		1		2,823	
瑞穂町		3		5,691	
石見町			4	7,281	4
桜江町		1	3	4,340	1

金城町			3	5,800	
旭町	1			3,954	
弥栄村			1	2,075	
三隅町		2		9,629	2
美都町				3,566	
匹見町			1	2,465	
津和野町		1		7,578	
日原町	1		1	5,424	1
柿木村				2,243	
六日市町		1		6,922	
西郷町		1	2	14,623	
布施村				575	
五箇村				2,298	
都万村				2,179	
海士町				3,339	
西ノ島町				4,886	
知夫村				941	
施設数	16	37	27	794,629	27

80

33.75%

できる機能を備えているため、県大会をはじめ、中国大会、全国大会など大きな大会誘致の条件を持ったものとして利用度の高い施設である。600㎡~1,299㎡規模は松江市2、浜田市1、出雲市2、安来市1、江津市1の他22町と2村で、瑞穂町3仁摩町3、木次町2と、計37、体育館全体の96.25%、以下132㎡~659㎡は石見町4をはじめ、県下17市町村で27、33.7%である。この659㎡までの広さは、バスケットボール1面、バレーボールコート2面が設置できるため、地域のレクリエーションや、町村対抗の競技会、バドミントン、卓球、フォークダンス、綱引きと、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として利用できる規模である。ただ、県大会以上の規模で競技会を計画するとすれば、種目の選定が必要である。体育館全体の66.3%のものは、各種の県大会を開催する広さを保有していると推測できる。しかし、競技に係る付帯設備の有無で開催種目の選択が必要である。従って、中国大会、全国大会の開催については、宿泊関係、競技特性等市街地の体育館使用が優先されると推察できる。

### 3. 体育館と指導者

指導者を配置している体育館は、松江市4、江津市2、浜田市、益田市、大田市、安来市各1の市街地10である。この1,300㎡以上の規模で指導者が配置されていない体育館は、平田市、玉湯町、大東町、斐川町、大社町、旭町の6体育館である。従って、この6体育館は、体育館

独自で地域住民に対して、運動プログラムや、運動クラブの育成事業は展開できない。運動者自らが主体的に活動できる能力を持った人達の利用が中心で、不特定な個人利用者に対する対応は制限されるものと推察できる。指導者の配置されている27の体育館は、いろいろ体育事業を地域住民に提供することのできる体育経営体の機能を持ったものとして、他の体育館と比較して地域のスポーツ振興に寄与できるものとして期待できると思われる。指導者は教員免許取得者、スポーツ指導員、競技団体公認審判員、公認指導員など、いずれかの資格保有者である。なかには複数の資格取得者もいる。指導者配置の27施設で、専任29名、兼任19名、非常勤8名合計56名である。

表4 体育館

市町村別		項 目	実行積 際のうの割 に場所合 動の面 (㎡)	夜間照 明のある 施設	指 導 者 の い る 施 設	指 導 者 数 (実人数)		
						当 該 施 設 者	兼 任 者	非 常 勤
松	市	松 江 市	4,951	4	4	12		
		安 来 市	2,550	2	1	2		
	八	鹿 島 町	485	1				
		島 根 町	1,410	1	1		1	
		美 保 関 町	990	1	1	1		
		東 出 雲 町	1,889	2	1	2	1	2
		八 雲 村						
		東	玉 湯 町	1,533	1			
		宍 道 町	1,232	1	1			
		八 束 町	1,232	1				
江	能 義	広 瀬 町	2,350	2	1	1	1	
		伯 太 町	1,200	1				
	仁 多	仁 多 町	965	1	1			1
		横 田 町						
大 原	大 東 町	3,006	3					
	加 茂 町	726	1	1		2		
	木 次 町	1,870	2					
出 雲	市	出 雲 市	1,632	2				
		大 田 市	1,575	1	1		8	
		平 田 市	1,355	1				
	飯 石	三 刀 屋 町	553	1				
掛 合 町		820	1					

出 雲	飯 石	頓 原 町	1,460	2	2			
		赤 来 町	872	2				
	簸 川	斐 川 町	1,320	1				
		佐 田 町	989	1				
		多 伎 町	1,050	1				
		湖 陵 町						
遷 摩	温 泉 津 町	1,288	1					
	仁 摩 町	1,257	3					
浜 田	市	浜 田 市	2,914	3	1	6		
		江 津 市	3,864	2	2	3		1
	邑	川 本 町	1,684	3				
		邑 智 町	600	1				
		大 和 村	780	1				
		羽 須 美 村	1,011	1				
	智	瑞 穂 町	2,280	3				
		石 見 町	2,526	4	4			4
		桜 江 町	1,959	4	1			3
	那 賀	那	金 城 町	1,443	3			
旭 町			1,343	1				
賀		弥 栄 村	385	1				
		三 隅 町	1,519	2	2	1	2	
益 田	市	益 田 市	1,476	1	1		1	
		美 濃 町						
	鹿 足	匹 見 町	596	1				
		津 和 野 町	948	1				
		日 原 町	1,716	2	1	1		
		柿 木 村						
	六 日 市 町	1,014	1					
西 郷	島 前	西ノ島町						
		海 士 町						
		知 夫 村						
	島 後	西 郷 町	1,830	3				
		布 施 村						
		五 箇 村						
	都 万 村							
施 設 数				80	27	29	19	8
合 計 (平 均)			72,080 (890)					

体育館に指導者が配置されていると、体育館の機能に広がりが出てくるのは事実である。しかし、指導者は、

指導を欲しない利用者に対して、強制的に指導を受けさせようとするものではない。従って、指導者としては指導を欲している者に対して適切に指導を行うことが大切である<sup>(10)</sup>。利用者の意志を尊重しなければならない。

体育館の指導者が利用者に対する指導内容は、それぞれの種目の技術指導の中心で、つぎに練習の仕方やルールに関係した事項の指導が多い。体力や安全に関するものは、集団作りの人間関係やマナーに関する指導については非常に少ない。全体の10%にも達していないのが実情である<sup>(10)</sup>。

#### 4. 体育館の機能と距離による誘致力

体育館の利用者に対する誘致力は、体育館の機能が優先か、居住地からの距離が優先かをみるものである。1,300m<sup>2</sup>の体育館を利用している男子34名、女子28名について質問紙によるものである。先行研究宇土<sup>(11)</sup>の資料から距離的条件が優先すると予想していたが、結果としては、男子で体育館の機能と距離が比較的近いからという二つの条件によるものが多く、次に、体育館そのものの魅力に誘引されたもの、距離的条件のみのものの順になっている。女子では、反対に距離的条件が多く、次に距離的条件と体育館の魅力によるもの、体育館の魅力に誘引されるものの順である。今回の調査対象者は、男子は、活動内容と体育館の機能の関心に関心の強い人が、多く、女子では、居住地からの距離的条件の影響を受けている人が、体育館の機能に関心をもっている人より多いということがわかった。年齢では、男子で21歳～45歳の層で体育館の機能と距離の両方の影響を受けている人が多い。同じ傾向を持つ女子は、21歳～35歳である。女子の距離的条件を優先している傾向を持つ人は、10代～61代以上と幅広く、そのなかでも、55.5%の人が、36歳～50歳の年齢層の人である。このことは、多様な機能を持った体育館で特別な活動を要求する人達というより、どこでもできるような活動を、距離的に近い体育館だから利用しているということが推測できる。

競技志向の弱い利用者、特に個人利用の人達は、居住地に近い体育館を利用する頻度が高く、技術や競技志向の強い利用者は、体育館の機能に関心を持って行動すると思われる。従って、クラブやチームという集団を組織して、技術に興味や関心を持った人達は、体育館の機能に関心を持った利用の仕方をする場合が多くなることが予想できる。

#### 5. 現在利用している体育館に対する要望

現在利用している体育館は、2,000m<sup>2</sup>競技場670m<sup>2</sup>小体育室、研修室、シャワー、トレーニング室、軽食、喫茶室などが設置された県内で一番多目的な要望に対応でき

表5 1,300m<sup>2</sup>～体育館における利用者 男 N=34  
女 N=28

性別	項目 年齢	距離	機能		距離と機能		人数
男	～20	0	1	12	1	16	2
	21～25	0	1	12	2	16	3
	26～30	1	3	12	2	16	6
	31～40	2	3	12	4	16	9
	41～45	1	1	12	5	16	6
	46～50	1	1	12	2	16	4
	51～55	1	1	12	0	16	2
	56～60	0	1	12	0	16	1
女子	～20	3	0	4	0	6	3
	21～25	0	0	4	1	6	1
	26～30	2	1	4	3	6	6
	31～35	0	1	4	2	6	3
	36～40	4	2	4	0	6	6
	41～45	3	0	4	0	6	3
	46～50	3	0	4	0	6	3
	51～55	1	0	4	0	6	1
56～60	1	0	4	0	6	1	
61～	1	0	4	0	6	1	
計		24	16	12	22	16	62

体育館までの時間

項目 性別	時間	距離	機能	距離と機能	人数
男	～10分	1	5	5	11
	～20分	3	6	4	13
	30～	2	1	7	10
女	～10分	5	1	1	7
	～20分	9	3	5	17
	30～	4	0	0	4
計		24	16	22	62

る機能を持った施設である。男女共、湯茶の接待もできる談話室、女子の健康医事などに関する相談室、新しいスポーツなどの運動具、男子は食堂、体力測定室に関心がある。女子で幼児の遊戯室の設置を望んでいる。いづれにしても、附帯設備や附属設備の整備に対して関心がある。これは、運動やスポーツを実践するという立場での機能整備の外に、快適な時間を過ごす場として期待していることが予想できる。

表6 体育館に対する要望

	相談室 健康 医 事 プレイ	測定室 体 力 健 康	談話室 (湯茶)	幼 児 遊戯室 (指導)	新スポーツ などいろ いろな 運動用具	シャワー 更衣室 (増設含)	身障者 更衣室 トイレ等	照 明 色 彩	食 堂	その他	計
男	24 14.60	24 13.48	31 17.41	2 1.12	27 15.16	19 10.67	8 4.49	13 7.30	25 14.04	3 1.68	178
女	27 19.01	12 8.45	26 18.30	18 12.67	22 15.49	16 11.26	6 4.22	9 6.33	4 2.81	2 1.40	142
計	53 16.56	36 11.25	57 17.81	20 6.25	49 15.31	35 10.93	14 4.37	22 6.87	29 9.06	5 1.56	320

男 N=34 複数回答  
女 N=28

表7 年間利用日数と開閉館時間

項 目 規 模	1年間の利用日数			開 館 時 間			閉 館 時 間		
	200~ 250	251~ 300	301~ 350	8 : 30	9 : 00	9 : 30	20 : 00	21 : 00	22 : 00
A 1,300m <sup>2</sup> ~	0	14	2	0	16	0	1	15	0
B 600~ 1,299m <sup>2</sup>	3	30	4	1	36	0	2	35	0
C 132~ 659m <sup>2</sup>	1	17	9	2	25	0	4	23	0
計	4	61	15	3	77	0	7	73	0

6. 開館閉館時間と年間利用日数

規模別に大きな差はみられない。開館時間は午前9時が一般的で、利用者の都合で少し早く開館することもあるようだ。閉館時間は午後9時が多く、一部で午後8時

の体育館もあるけれども少ない。年間の利用日数は251日~300日61体育館, 301日~350日15体育館で、そのうち、60%の9体育館は、132m<sup>2</sup>~659m<sup>2</sup>の規模の小さい体育館で、農山村地域に多い。

表8 必要とする運動施設

	男 子		女 子		要 望
	数	%	数	%	
コミュニティ体育館 バレーボールコート2面	11	17.7	19	47.5	談話室 湯茶設備
多 目 的 広 場	5	8.1	6	15.0	バックネット トイレ設備
軟 式 野 球 場 (ソフトボール)	18	29.0	2	5.0	トイレの改修 バックネット完備
テ ニ ス コ ー ト	6	9.7	7	17.5	12面確保
大 規 模 体 育 館 観覧席5,000名	13	20.9	2	5.0	各種目国際レベル の大会関係
温 水 プ ー ル (室 内)	9	14.5	4	10.0	25m 8 コース
計	62		40		

男 N=34  
女 N=28

7. 地域に必要な運動施設

男子の要望として、野球型運動施設、大規模体育館、コミュニティ体育館、オールシーズン制の温水プールが上位5種目である。女子は50%弱の人がコミュニティ体育館、テニスコート、多目的広場、温水プールであり、スポーツを楽しむ場と同時に健康と人びととの交流の場となる施設を要望している。それに比較して、男子はスポーツ優先の施設を要望していることが伺える。表7。

#### Ⅳ 結 語

47年基準から、県総人口と、体育館の総面積をみると基準は達成されている。地区別にみると、県下8市のうち、出雲市66%、浜田市81%、益田市30%、平田市62%と4市が基準以下である。町村では、41町のうち7町、9村のうち6村が基準以下である。横田町、湖陵町、美都町、八雲村、吉田村、西郷地区の知夫村、布施村、五箇村、都万村すべてが0%である。横田町はホッケー会場のため屋外施設の整備のため直接体育館を設置する必要はないため、学校施設が対応できる範囲で運営できたこと、他の地域は、すべて昭和57年国民体育大会の競技開催地に属していないことも一因になっていると思われる。従って、これらの地域では、屋内施設を利用するスポーツの普及を考えるとき、学校施設の活用が必要と思われる。

体育館の設置場所は、市街地、町村ともに人口集中地域に近接したところに建設されているため、徒歩、自転車など方法による違いはあるが、30分以内で到着できる位置である。

指導者を配置して体育事業が提供できる機能を有している体育館は、80のうち27(33.8%)である。松江市、浜田市など市街地の体育館の競技場の面積も広く、各競技会の開催機能やスポーツ教室などを地域住民に提供できる能力を備えている。町村の中規模体育館の中で石見町4体育館、頓原町、三隅町各2体育館が指導者を配置しているのは特記される。これは町行政が、地域住民の健康増進やレクリエーション活動の普及振興に努力していることを伺わせるものである。

市街地にある体育館利用者を対象にした調査結果から、施設利用の目標は、男子利用者はスポーツ技術や競技性に関心を持ち、距離的条件より施設の機能を重視する傾向があり、女子利用者は健康やレクリエーション活動に関心を示し、地域住民の親睦の場として活用しようとする傾向を示し、男女の施設利用の特徴が表わわれている。女子利用者は体育館の規模は小さくても、身近に手軽に利用できることを要求している。男子は距離的条件より、規模は大きく、各種スポーツが楽しめることや、レベルの高い競技スポーツが運営できる体育館を希望している。

指導者配置については、規模に関係なく、利用者とともに活動できる人を望んでいる。また、利用者の主体的な活動ができるように対応の仕方に留意できる指導者である。

体育館は各スポーツ活動を支える機能の外、利用者が楽しく時間をすごせる雰囲気をもつ場として整備しなければならないことが理解できた。島根県における公共体育館の整備の方向としては、県立体育館として人口集中地区に隣接した位置に、観客席3,000席以上を保有し、多様な企画に対応できる機能を持つと同時に、各種の集いや楽しい憩いの場として活用できるように付帯設備、付属設備の充実したものが望まれる。一方、西郷地区の布施村、五箇村、都万村など、学校施設の拡充整備を図り地域住民の利用促進策が必要と思われる。

今回の実態調査は、島根県教育委員会教育庁保健体育課の実施したものが中心であり、利用者選定が一部地域に限定された。今後は利用者を全県レベルに広げて、各地域の特徴把握を基盤に整備の具体化を図らなければならない。

#### 引用・参考文献

- 1 宇土正彦「体育管理学 現代保健体育学体系5」大修館書店1970
- 2 文部省「社会体育」教育出版、昭和35年、p.176～178
- 3 文部省訓令第6号、明治以降教育制度発達史第1巻、p.439. 井上一男「学校体育制度史増補版」大修館書店、昭和45年4月、p.105～113
- 4 島根県教育委員会教育庁保健体育課「島根の体育現状と課題」昭和43年、p.8
- 5 〃
- 6 〃
- 7 島根県体育協会「島根県体育史」平成元年1月、p.138～139
- 8 余暇開発センター「余暇需要に関する調査研究」昭和61年4月、東京都民対象調査
- 9 前掲書1、体育管理学、p.102
- 10 中村 平 体育経営学研究「地域における運動施設経営に関する研究」日本体育経営学会第1巻Vol.1、1984、p.35
- 11 前掲書1、p.63
- 12 地方自治法、昭和22年4月、28条
- 13 消防法、昭和23年7月
- 14 興行法、昭和23年7月
- 15 社会教育法、昭和26年6月、社会体育施設
- 16 スポーツ振興法、昭和36年6月
- 17 保健体育審議会答申、昭和47年12月「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」
- 18 体育・スポーツ施設への要望、昭和40年、総理府

- 19 島根県体育史，平成元年1月
- 20 日本体育・スポーツ経営学会 第5巻，1988.4
- 21 影山 健他7名，国民スポーツ文化，大修館書店，  
1977年11月
- 22 江橋慎四郎・糸野 豊編著 社会体育の实践，第一  
法規出版株式会社，昭和56年7月
- 23 平沢 薫・糸野 豊編 生涯スポーツ，プレスギム  
ナスチカ，昭和57年1月
- 24 竹之下休蔵・岸野雄三近代日本学校体育史，東洋館  
出版社，昭和34年7月